

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益財団法人日本医療機能評価機構	5010005016639	産科医療補償制度	6,208,000	-	令和2年4月30日 5月29日 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 10月30日 11月30日 12月25日 令和3年1月29日 3月1日 3月29日	-	公財	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益社団法人全国助産師教育協議会	6010505001775	年会費	100,000	正会員一口 100,000	#####	医療の質の向上及び地域医療連携の促進に係る医療情報収集に必要なため	公社	国認定
厚生労働省	国立研究開発法人国立国際医療研究センター	8011105004456	公益社団法人日本化学療法学会	6010005016811	年会費	108,000	正会員一口 9,000	#####	研究の質の向上の為の情報収集及び学会発表に必要なため	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。